

東空企第131号
東空保第41号
平成25年2月22日

空港・航空路整備事業に係る東京航空局事業評価監視委員会規約

(目的)

第1条 本規約は、航空局制定「航空関係公共事業の再評価実施細目」(以下、本局再評価実施細目という。)第6及び「航空関係公共事業の事後評価実施細目」(以下、本局事後評価実施細目という。)第6に基づき、東京航空局が事業実施主体となる空港・航空路整備事業の再評価又は事後評価(以下、再評価等という。)を行うにあたり、東京航空局事業評価監視委員会「以下、局委員会という。」を設置し、運営を行うために必要な事項を定めることにより、適切な評価を実施することを目的とする。

(設置)

第2条 東京航空局長(以下、局長という。)は、第1条に基づき、東京航空局が事業実施主体となっている空港・航空路整備事業の再評価等を実施する必要があるときは、第三者の意見を求める諮問機関として局委員会を設置するものとする。

2 対象事業の事業実施主体が複数設定され、一体的に評価を行う場合には、事業実施主体間で協議の上、当該評価に関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

第3条 局長は、当該再評価等を実施するにあたって、局委員会の委員として、公平な立場にある有識者のうちから3名を委嘱する。

2 委員の任期は、当該再評価等の委嘱に際し定める。

3 局委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は会務を総理する。また、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行するものとする。

5 局委員会は、2名以上の委員の出席がなければ開催することが出来ない。

(運営)

第4条 局委員会は、東京航空局が実施主体となる空港・航空路整備事業に

係る全ての事業について以下の区分による審議を行うものとする。

(1) 再評価

当該再評価に係る対応方針（原案）について、本局再評価実施細目第5の3（再評価の視点）に基づき審議を行うものとする。

(2) 事後評価

当該事後評価に係る対応方針（案）及び同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について、本局事後評価実施細目第5の3（事後評価の視点）に基づき審議を行うものとする。

第5条 局委員会は、再評価等の実施手続きを監視し、第4条による審議を行った結果、不適切な点又は改善すべき点等があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

第6条 局委員会において実施する審議の方法は、同委員会において決定するものとし、審議については、審議の公開又は議事録の公表により審議過程の透明性を確保するとともに、当該審議に係る事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

第7条 局委員会に係る庶務は東京航空局空港部空港企画調整課（空港土木工事関連）及び保安部技術保安企画調整課（航空保安無線施設設置工事関連）が当該事業実施主体原課等の協力を得てこれを行う。

（再評価等に係る対応方針（案）等の取扱い）

第8条 局委員会から第5条の意見具申が行われた場合、東京航空局長は、その意見を尊重し、以下の区分による対応を実施するものとする。

(1) 再評価

当該再評価に係る対応方針（原案）に検討（空港整備事業において整備局等が事業実施主体となる部分については、当該整備局等との調整を含む。以下、事後評価についても同じ。）を加えた上で、本局再評価実施細目第5の4（対応方針又は対応方針（案）決定の考え方）に基づき対応方針（案）を決定する。

(2) 事後評価

当該事後評価に係る対応方針（案）に検討を加えた上で、対応方針を決定する。

第9条 局委員会の審議を経て決定した再評価に係る対応方針（案）は、当

該案の決定理由を添えて、すみやかに本局へ提出するものとする。

- 2 局委員会の審議を経て決定した事後評価に係る審議結果及び対応方針は、当該対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠とともにすみやかに本局へ報告するとともにこれらを公表するものとする。また、審議結果を踏まえ、本局において改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容についても公表するものとする。

第 10 条 本規約に定めがないものについては、本局再評価実施細目及び同事後評価実施細目によるものとする。

(附則)

この規約は平成 25 年 2 月 22 日から適用する。